

加藤ファンド 運用規程

第1章 総則

(名称)

第1条 このファンドは、故加藤正副理事長兼ジュニア委員長のご遺志を尊重して、(一社)千葉県テニス協会(以下、本法人という)加藤ファンド(以下、本ファンドという)と称する。

(目的)

第2条 本ファンドは、主として千葉県の小学生から大学生年齢のトップ選手のテニス活動を経済的に支援することを目的とする。

(対象)

第3条 本ファンドは、以下のテニス選手を対象とする。

- ア 千葉県に在住し、県内の小学校、中学校、高等学校に在籍する者
- イ 上記アを満たし、県内の高等学校を卒業した大学生
- ウ 千葉県に在住し、国内の学校等に在籍せず選手活動をおこなう上記ア、イと同年齢の者

(事業)

第4条 本ファンドは、前条の目的達成のために次の事業をおこなう。

(1) トップ選手への経済的支援

- ア 前年度において、世界レベル大会(以下大会)の本戦に出場した選手
※対象大会:ITFジュニアグレードA、ITF(ATP250・WTAインターナショナル)大会以上、(WCでの出場は除く)
年間80万円
- イ 前年度において、予選から選出された全国レベル大会(以下の対象大会)にて、個人シングルスで優勝した選手
※対象大会:全国小学生大会、全国中学生大会、全国高校総体、全国選抜高校個人戦、MUFG全国ジュニア、DUNLOP CUP 全国選抜ジュニア、全日本ジュニア、U15 全国選抜ジュニア(中牟田杯)、RSK 全国選抜ジュニア、全日本学生テニス選手権大会、全日本学生室内テニス選手権大会
※全日本ジュニア選抜室内(JOCカップ)は除く
年間40万円
- ウ 前年度において、予選から選出された全国レベル大会(上記対象大会)にて、個人シングルスで準優勝～ベスト4に入賞した選手
年間20万円
- エ 前年度において、予選から選出された全国レベル大会(上記対象大会)にて、個人シングルスでベスト8に入賞した選手
年間10万円

(2) ファンド資産の運用、維持、管理

- ア 本ファンドの基本財産は、確実な金融機関に預け入れ保管しなければならない。
- イ 運用は、元本を毀損させないよう安全性を最優先とし、積立・取崩に支障のないように行い、かつ効率性を追求する。

ウ 本ファンドの維持、管理は外部に委託することを含めて本法人がおこなう。

(付帯事項)

第5条 前条(1)を実施する上での付帯事項は以下のとおりとする。

- (1) 選手(未成年の場合は保護者)からの申請によるものとする。なお、申請の際は別様式「加藤ファンド 申請書」を提出すること。
- (2) この支援は、原則として県内の小中学校に在籍し、中学校卒業後に県内の高等学校に進学・在籍する選手を対象とするものである。なお、これが守られない場合は、その事象が発見された時点で、直ちに支援金を返却するものとする。
- (2) 大学生については、その在籍する大学は県内外を問わないが、国体選手選考会(県民体育大会第2部)に必ず出場し、本国体出場に協力すること。
- (3) 本ファンドは、重複して支援せず、最上位のもののみを該当とする。
- (4) チームの入賞については、本規程を適用しない。
- (5) 選手(未成年の場合は保護者)は、別様式の「加藤ファンド 収支報告書」に全経費に対する領収書を添付して、年度末の2月末日までに本法人に報告しなければならない。

第2章 会計

(会計年度)

第6条 本ファンドの会計年度は、本法人定款の定めに従う。ただし、報告については本法人の会計とは別に、加藤ファンドとして独立しておこなう。

(経費)

第7条 本ファンドの運用、維持および管理にかかる経費は、本ファンドから支弁される。

(会計監査)

第8条 本ファンドの会計監査は、本法人定款の定めに従う。

第3章 附則

(ファンドの消滅)

第9条 本ファンドは、運用にてその原資を維持するが、やむを得ぬ理由により原資が消滅した場合に、本ファンドも消滅する。

(規程の変更)

第10条 本規程は、本法人常務理事会の総意により変更することができる。

(細則)

第11条 本規程に定めるものの他、本ファンドの運用に必要な細部については、別に運用細則を設けることができる。

(その他)

本規程は、令和5年4月1日より施行する。